

# 令和8年度 京都市立花背小中学校「学校いじめの防止等基本方針」

## 1 総則

### (1) 目的

すべての児童生徒が安心・安全のもと楽しく豊かな学校生活を送り、主体性と社会性を身につけ、自らの可能性を伸長できるようにすることは、学校において最も重要なことである。しかしながら、近年そうした教育目的を大きく阻害し、人権を侵害する行為である「いじめ」の深刻化と多発化が懸念される事態に陥っている。本校においても、かかる事態を自らの課題として捉えることを目的とし、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条、京都市いじめ防止取組指針（平成29年9月改定）に基づいて、本方針を策定した。

### (2) 基本理念

いじめは全児童生徒に関係する問題であることを認識し、「いじめ」を未然に防ぐことを第一とする。もし、起きた時にはすぐに対応できる組織（いじめ対策委員会）を編成しておき、必要に応じて関係機関との連携を含めた対応をとる。また、初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し、解決に向けて取組を行う。全教員が子どもたちの些細な変化にも気づくよう積極的にコミュニケーションをはかり、丁寧で思いやりのある心の通った指導を徹底する。

## 2. 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### ア 組織名

- ・ いじめ対策委員会

### イ 構成員（職名又は校務分掌）

|   |
|---|
| 学校長 教頭 教務主任（前期・後期） 生徒指導主任 補導主任 各期リーダー<br>児生会担当 養護教諭 教育相談主任 スクールカウンセラー |
|---|

### ウ 役割

- ・ 学校いじめの防止等基本方針、いじめ防止等に関わる年間計画を作成する。
- ・ 児童生徒や保護者、PTA、地域への情報発信と意識啓発、意見聴取を行う。
- ・ 個別面談や相談窓口の集約を行う。
- ・ いじめやいじめと疑われる行為を発見した場合の集約窓口となる。
- ・ 未然防止、早期発見、迅速対応への対策を考案し、研修を実施する。
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発を行う。
- ・ 全校児童生徒の情報交換および、多角的に子ども理解を行い指導に活かすことのできる情報を全教職員へ周知徹底する。
- ・ いじめとして対応すべき事案か否かを適切に判断する。
- ・ いじめについてのアンケート、クラスマネジメントシートの集約と報告を行う。

## エ 【開催時期】

- ・ 月1回以上実施（必要であれば随時行う）

## オ 児童生徒、保護者への周知方法

- ・ 年度当初の教育説明会で、全児童生徒の保護者へ伝達する。
- ・ 年度当初、全校集会での伝達と、花背校だよりへ掲載する。
- ・ 学校ホームページに掲載する。

## 3 学校いじめ防止プログラム

### （1）学校におけるいじめの未然防止のための取組

#### ア 学習環境を整備する

- ・ 整理整頓された教室環境の整備、学校環境の整備に努める。
- ・ 子どもたちの学びのあしあと、委員会の活動、情報発信などの掲示物を工夫する。
- ・ TPOに合わせた服装と立ち振る舞いを指導する。

#### イ 充実した授業改善を行う

- ・ わかる喜びと学ぶ楽しさを体験し、子どもたちが主体的に学ぶ授業を実践する。
- ・ 授業内で意図的に言語活動の場を設け、自他との対話を通してコミュニケーション能力を育成する。
- ・ 導入時に、本時の「めあて（課題）と見通し」を確認する。
- ・ 京都市スタンダードに基づいた指導を徹底する。
- ・ 子どもたち同士が協働し、めあて（課題）を解決する授業を実践する。
- ・ 子どもたちが主体的に実施する家庭学習導入方法を立案し指導する。
- ・ 基礎的、基本的な学習内容を定着させ、学習規律を確立する。

#### ウ 充実した道徳教育、人権教育を実践する

- ・ 道徳の授業を柱に、すべての教育活動において人権を尊重することの徹底した指導を行い、いじめを生まない教育土壌を醸成する。
- ・ いじめは絶対に許されないことを指導し、自他を大切に思いやる心を育成する。
- ・ すべての学校活動の中で道徳的価値の自覚を深める指導を充実する。
- ・ 道徳、人権学習を通して、よりよい生き方を考える指導を行う。
- ・ 規範意識の醸成に向け、非行防止教室を実施する。

#### エ 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動を充実させる

- ・ 学校行事を通して、なかまづくりを推進する。
- ・ 義務教育学校の特色を活かした運動会や文化祭の縦割り活動や委員会活動を推進する。
- ・ 地域行事への参加など、児童生徒の主体的で自発的な活動を重視する。
- ・ 児童生徒が集団の一員としての役割を担い責任を果たす中で、社会性を身につけ、自己有用感と自己肯定感を高めることで、自己実現につながる指導を行う。
- ・ 宿泊行事を通して、深いなかまづくりを行う。
- ・ こども未来会議のテーマやまとめを全児童生徒に周知する。
- ・

## オ 児童生徒同士の絆づくり

- ・ 義務教育学校の特色を活かした「縦割り活動」を行う。
- ・ 児生会（児童生徒会）が企画する交流会を設ける。
- ・ 毎週月・水曜日に、ミックス給食を行う。
- ・ 部活動でのなかまづくりを行う。

## （2）いじめの早期発見・積極的認知のための取組

### ア 日常の児童生徒に関する情報共有

- ・ 毎朝の職員連絡で、児童生徒のようすを共有する。
- ・ 職員会議で、各学級のようすを報告する。
- ・ 毎月1度以上、いじめ対策委員会を開く。
- ・ 保護者との連携を図る。

### イ 児童生徒に対する定期的な調査

- ・ いじめに関するアンケート、クラスマネジメントシート、学校評価アンケートの結果を活用する。
- ・ アンケート結果に基づいた教育相談を行う。
- ・ 定例的に教育相談期間を設定し、事前アンケートを作成しよみとっておく。
- ・ スクールカウンセラーとの連携による教育相談を行う。
- ・ 登下校、休み時間、清掃時などの児童生徒の関係性をみとる。
- ・ 全教職員によるいじめを見逃さない体制をつくる。

### ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・ アンケート実施後の校内研修を企画する。
- ・ 教育相談後に連絡会を設ける。
- ・ 定期的な家庭訪問、懇談会、参観などを実施し、相談機会を十分に確保する。
- ・ スクールカウンセラーとの情報共有、保護者および児童生徒とスクールカウンセラーの積極的な接続を担う。

## （3）いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

### ア 基本的な考え

初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し、解決に向けて取組を進める。また、いじめの発見、報告を受けた場合、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ対策委員会を中心に、適切かつ迅速に対応する。

その内容として、いじめの有無の把握、被害にあった子どものケアと支援、周りの子どもたちへの聴取、事実関係の把握、加害児童生徒の指導を、教育委員会をはじめとした関係機関、専門機関との連携、保護者への連絡や対応に努めるとともに、再発防止に向けた取組を進める。特に重大事案については、拡大のいじめ対策委員会をもち、学校運営協議会に諮る。

## イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

- ・ いじめの発見や報告があった場合、速やかに「いじめ対策委員会」を開き情報の共有を行う。＊報告には些細なことやいじめの疑いを含むものとする。
- ・ 「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無を確認し、判断する。
- ・ 第一に「いじめを受けた児童生徒」の立場に寄り添い心身のケアを行う。
- ・ 事実関係を調査し、人間関係のトラブルや悪質ないたづら（ネットを含む）、いじめ事案など、多岐にわたる様態を正確に捉える。
- ・ 「いじめを行った児童生徒」への指導のみならず、いじめ行為に至ったその背景をくみ取り、今後同じことが起こらないよう支援する。
- ・ まわりの児童生徒の関わりを把握し、自分の問題として考えるようはたらきかけ、再発防止に努める。＊必要であれば学級（学校）全体で事実を認知し再発防止に努める。
- ・ 「いじめを受けた児童生徒」とその保護者への適切な支援と、安心して教育を受けるための必要な措置など、今後を見通した対話を重ねる。
- ・ 保護者との連携を深め、事実を正確に伝えるとともに情報を共有し、解決に向けた取組を学校組織として推進する。
- ・ 「いじめを行った児童生徒」とその保護者へ助言や相談を行い、社会的、道徳的な面で深刻な人権侵害であるという認識を共有し、今後の再発防止に努める。
- ・ 警察への連絡の有無をいじめ対策委員会で検討する。
- ・ 重大な事態については、緊急に「ケース会議」を開き、対応後の検討のあと、全教職員に情報を共有する。

## ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・ 携帯端末の校内への持込と使用の禁止を、学校と保護者が連携して推進する。
- ・ 学校教育活動全体を通し、情報モラルを指導する。（携帯教室、非行防止教室の開室）
- ・ 各教科で言語活動を充実させ、話す能力、聴く能力を育成する。
- ・ SNSをつかってのいじめ事例やその対応などの研修を企画する。
- ・ 家庭訪問や懇談会で、保護者へ啓発する。
- ・ 学校だよりを用いて、保護者および地域社会へ発信する。

## エ いじめ解消の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・ 児童生徒と心の通った関わりをもつ。
- ・ 迅速な対応をする。
- ・ 丁寧な聴取を行う。
- ・ 正確な事実関係を記録する。
- ・ 組織的に対応する（担任まかせにしない）。
- ・ 被害児童生徒の保護を最優先に対応する。
- ・ 加害児童生徒への責任ある指導を徹底する。
- ・ 保護者との密な連携を図り続ける。

- ・ 学校集団全体を見据えた指導を実践する。
- ・ 重大事態の防止の策を講じる。
- ・ 事態収束、再発防止に向けた長期的な見守りと支援を計画的に行う。

#### (4) 教職員の資質向上の取組

##### ア 実施内容

- ・ 日々、よりよい生徒指導への改善を目指し、「報告」「連絡」「相談」を確実に行う。
- ・ いじめについての研修を実施し、教職員一人一人のいじめに対する意識を高くする。
- ・ 過去にあったいじめの事例を用いた会議を開く。
- ・ 教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会を実施する。
- ・ 生徒指導ハンドブックを使用した、いじめ発見時の対応などの研修会を実施する。

##### イ 実施時期

- ・ 年度当初の職員会議で全教職員へ、本基本方針と年間計画を説明し共通理解を図る。
- ・ 各調査アンケート実施後の1ヵ月内に、今後の指導、支援方法を提案する。
- ・ 夏季休業中に、2学期に向けた研修を受講する。

#### 4 保護者・地域との連携

- ・ 年度当初、基本方針策定の伝達と年間計画を周知する。
- ・ 道徳、人権学習の授業参観時に、保護者や地域の方へ啓発活動をお願いする。
- ・ 保護者、地域の方が参加できる非行防止教室を取り入れる。
- ・ いじめ記名式アンケートの結果、教職員の具体的な取組例を、学校運営協議会で周知し、評価していただく。(9月・2月)
- ・ 次年度入学に向けた学校説明会の中で「学校いじめの防止等基本方針」を発信する。

#### 5 重大事態への対処

##### ア 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織(拡大いじめ対策委員会)を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供する。

##### イ 重大事態が発生した時の対応

- ・ 京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議を行う。

##### 重大事態は法において以下のように定義されている

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合。
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合。

## 6 年間計画（予定）

いじめの防止などのための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

| 月 | 対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組   | 未然防止の取組   | 早期発見・積極的認知の取組  | 保護者等への発信<br>関係機関との連携           |
|---|--|---|--|--------------------------------|
| 4 | ◇いじめ対策委員会①<br>「校内体制や組織的対応の共有」<br>「児童生徒・保護者への広報について」<br>◆職員会議<br>「学校いじめの防止等基本方針の共有」<br>「各学級のようす」<br>◆校内研修会①<br>「児童生徒理解」<br>「年間計画と役割の明確化」<br>「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの確認」 | ・入学式<br>・学級開き<br>・全校集会で児童生徒に説明<br>「いじめ対策委員の紹介」<br>・1年生を迎える会<br>・児生会K CBOX の設置説明<br>・学級目標決め<br>・休み時間登下校時の看取り<br>・委員会活動                               | ・前年度からの記名式アンケートについての確認と共有<br>・毎朝の職員連絡<br>・職員会議での学級のようすや他学年との交流のようす                 | ・授業参観<br>・保護者会<br>・家庭訪問で保護者啓発  |
| 5 | ◇いじめ対策委員会②<br>「未然防止に向けた取組の確認」<br>「クラスマネジメントシートの実施に向けて」<br>◆職員会議<br>「各学級のようす」<br>◆校内研修会②<br>「いじめに関して、気になる子どもの共有」  | ・憲法月間の講話「人権（いじめ問題）」について<br>・サツキ集会<br>・委員会活動<br>・I期校外学習<br>・運動会<br>・登下校時の看取り<br>・休み時間登下校時の看取り<br>・非行防止教室57年<br>・薬物乱用防止教室68年<br>・修学旅行89年（隔年）<br>・人権学習 | ・第1回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有①<br>・教育相談の実施①<br>・毎朝の職員連絡<br>・職員会議での学級のようすや他学年との交流のようす | ・放課後まなび教室の開室式<br>・学校運営協議会①     |
| 6 | ◇いじめ対策委員会③<br>「クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有と対策」<br>「記名式アンケートの実施に向けて」<br>◆職員会議<br>「各学級のようす」  | ・科学センター学習5～8年<br>・委員会活動<br>・チャレンジ体験89年（隔年）<br>・休み時間登下校時の看取り<br>・児生会総会<br>・非行防止教室57年<br>・薬物乱用防止教室68年<br>・避難訓練  | ・第1回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有①<br>・毎朝の職員連絡<br>・職員会議での学級のようすや他学年との交流のようす               | ・道徳公開授業<br>・宿泊行事説明会（隔年）<br>・参観 |

|    |   |   |  |  |
|----|---|---|--|--|
| 7  | <p>◇いじめ対策委員会④<br/>「情報共有及び記名式アンケートの分析と組織的対応について」</p> <p>◆職員会議<br/>「情報共有及び記名式アンケートの分析と組織的対応について」<br/>「各学級のようす」</p> <p>◆生徒指導委員会<br/>「夏季休業中の生活について」</p>                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会活動</li> <li>・若狭自然の家宿泊学習<br/>56年（隔年）</li> <li>・夏季休業を迎えるにあたっての心構え</li> <li>・学習会</li> <li>・プール学習</li> <li>・休み時間登下校時の看取り</li> <li>・サマーキャンプ3～6年（隔年）</li> <li>・修学旅行報告会（隔年）</li> <li>・俳句集会</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・4月からの振り返りシート<br/>の記入<br/>(自分の成長・学級の成長など)</li> <li>・毎朝の職員連絡</li> <li>・職員会議での学級のようすや他学年との交流のようす</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・懇談会</li> <li>・進路説明会</li> <li>・修学旅行報告会（隔年）</li> </ul> |
| 8  | <p>◇いじめ対策委員会⑤<br/>「いじめ防止プログラムの見直し① PDCA サイクル」<br/>「いじめ防止に特化した夏季校内研修」に向けて</p> <p>◆校内夏季研修会③</p> <p>◆生徒指導委員会<br/>「夏休み明けの生徒の様子について」<br/>「不登校生徒への関わりについて」<br/>「自殺予防について」</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒会サミット</li> <li>・支部生徒会交流会</li> <li>・避難訓練</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域パトロール</li> <li>・松上げ（任意参加）</li> </ul>               |
| 9  | <p>◇いじめ対策委員会⑥<br/>「学校評価の実施に向けて」</p> <p>◆職員会議<br/>「各学級のようす」</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・チャレンジ体験報告会（隔年）</li> <li>・7～9年生 へき地合同校外学習</li> <li>・委員会活動</li> <li>・休み時間登下校時の看取り</li> <li>・文化祭</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎朝の職員連絡</li> <li>・職員会議での学級のようすや他学年との交流のようす</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・チャレンジ体験報告会（隔年）</li> </ul>                            |
| 10 | <p>◇いじめ対策委員会⑦<br/>「学校評価の結果について① PDCA サイクル」<br/>「記名式アンケートの実施に向けて」<br/>「情報の共有と組織的対応について」</p> <p>◆校内研修会④<br/>「いじめ防止に特化した出前研修の実施」</p> <p>◆職員会議<br/>「各学級のようす」</p>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会活動</li> <li>・休み時間登下校時の看取り</li> <li>・I期校外学習</li> <li>・学習旅行56年（隔年）</li> <li>・II期校外学習</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有②</li> <li>・毎朝の職員連絡</li> <li>・職員会議での学級のようすや他学年との交流のようす</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評価の実施</li> <li>・学校運営協議会②</li> <li>・参観</li> </ul>   |

|    |  |   |   |  |
|----|--|---|---|--|
| 11 | <p>◇いじめ対策委員会⑧</p> <p>「学校評価を受けて改善策を考える」<br/>「年間の取組の見直し①」<br/>「クラスマネジメントシートの実施に向けて」</p> <p>◆職員会議・研修会</p> <p>「学校評価に基づく改善策について」<br/>「授業を伴う研修会の実施（生徒指導の三機能を生かす）」<br/>「各学級のようす」</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児生会選挙</li> <li>・ 委員会活動</li> <li>・ 休み時間登下校時の看取り</li> <li>・ 情報モラル教室5～9年</li> <li>・ 陸上記録会</li> </ul>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有②</li> <li>・ 教育相談の実施②（9年生進路相談）</li> <li>・ 毎朝の職員連絡</li> <li>・ 職員会議での学級のようすや他学年との交流のようす</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 進路保護者会</li> <li>・ 入学説明会</li> <li>・ 参観</li> <li>・ 道徳公開授業</li> </ul>          |
| 12 | <p>◇いじめ対策委員会⑨</p> <p>「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」<br/>「いじめ防止プログラムの見直し② PDCAサイクル」<br/>「次年度の基本方針の見直しと作業について」</p> <p>◆職員会議</p> <p>「各学級のようす」</p>                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冬季休業を迎えるにあたっての心構え</li> <li>・ クリスマス集会</li> <li>・ 委員会活動</li> <li>・ 休み時間登下校時の看取り</li> <li>・ 人権講話</li> <li>・ 人権学習</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎朝の職員連絡</li> <li>・ 職員会議での学級のようすや他学年との交流のようす</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 懇談会</li> </ul>  |
| 1  | <p>◇いじめ対策委員会⑩</p> <p>「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」<br/>「クラスマネジメントシートの実施に向けて」</p> <p>◆年間反省①（部会ごと）</p> <p>「今年度の反省と来年度への課題の共有」</p> <p>◆職員会議</p> <p>「各学級のようす」</p>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 百人一首大会</li> <li>・ 冬の体験学習</li> <li>・ 委員会活動</li> <li>・ 避難訓練</li> <li>・ 休み時間登下校時の看取り</li> </ul>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎朝の職員連絡</li> <li>・ 職員会議での学級のようすや他学年との交流のようす</li> </ul>   |  |
| 2  | <p>◇いじめ対策委員会⑪</p> <p>「クラスマネジメントシートの結果から」<br/>「学校評価の結果について② PDCAサイクル」<br/>「次年度の学校いじめの防止等基本方針の確認」</p> <p>◆年間反省②（全体）</p> <p>「今年度の反省と来年度への課題の共有」</p> <p>◆職員会議</p> <p>「各学級のようす」</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ II期花背学習報告会</li> <li>・ 冬の体験学習</li> <li>・ 委員会活動</li> <li>・ 休み時間登下校時の看取り</li> <li>・ 俳句集会</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有③</li> <li>・ 毎朝の職員連絡</li> <li>・ 職員会議での学級のようすや他学年との交流のようす</li> </ul>                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業参観</li> <li>・ 学級懇談会</li> <li>・ II期花背学習報告会</li> <li>・ I期花背学習報告会</li> </ul> |

|   |  |  |   |                                     |
|---|--|--|---|-------------------------------------|
| 3 | ◇いじめ対策委員会⑫<br>「学校評価の結果について② PDCA サイクル」<br>「いじめ防止プログラムの見直し③ PDCA サイクル」<br>◆職員会議<br>「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」<br>「来年度のいじめ防止基本方針について」<br>「各学級のようす」 | ・Ⅲ期花背学習報告会<br>・9年生を送る会<br>・卒業証書授与式<br>・修了式<br>・学級のまとめ<br>・Ⅰ期花背学習報告会<br>・休み時間登下校時の看取り | ・記名式アンケートの保管<br>・クラスマネジメントシートデータ保管<br>・毎朝の職員連絡<br>・職員会議での学級のようすや他学年との交流のようす | ・Ⅲ期花背学習報告会<br>・学校運営協議会③<br>・学校評価の実施 |
|---|--|--|---|-------------------------------------|

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・ 「学校いじめ防止プログラムの見直し」(PDCAサイクル 8月・12月・3月)
- ・ 「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
- ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議(定例 いじめ対策委員会)」
- ・ 「校内生徒指導研修」
- ・ 「授業参観」「学級懇談会」「自由参観週間」「学校運営協議会」

※ 無記名式いじめアンケートについては、必要に応じて適宜実施する。

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、「学習環境の整備」や「授業改善」はもとより、「道徳教育、人権教育の充実」「体験活動」「特別活動」については日常的に実施する。すべての教育活動を通して、児童生徒の良好な人間関係の構築と充実を目指している。

※ いじめ事案の発覚時は、「いじめ対策委員会」を、臨時で速やかに開催する。

事案の経過や解消の確認(指導等が終わり、安心できる状況が3か月経過)については、その後の定例の「いじめ対策委員会」で、随時行い情報等を共有する。

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

前提となる基本事項

- 『学校いじめ防止基本方針』
- 学校いじめ防止プログラムの策定
  - 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
  - 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

- 『いじめ対策委員会』
- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
  - 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
  - 児童生徒、保護者、地域への周知
  - いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

- 【いじめ対策委員会で共有】
- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。  
「認識の共有化・行動の一元化」

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてS.C、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。
- ※事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

- 【教育委員会への報告・連携】
- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
  - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間**止んでいること（救済）
  - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
 ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。